

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	山屋・大福田地区 (上山屋、下山屋、大福田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山屋・大福田地区では、後継者のいる農家よりいない農家の割合が高く、地区内で将来的に中核として地域営農を担っていける人材の育成を進めていく必要があり、また持続可能な営農を実現していくために、既存の営農方法だけではなく、様々な枠組みの営農を模索することが必須である。なお経営規模拡大の意向がある担い手が効率的に営農できるよう農地の集積・集約化を一層推進しなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上山屋集落は、地域の中核として農業を担う者が11経営体、下山屋集落は4経営体、大福田集落は5経営体おり、意欲ある経営体への農地の集約化を積極的に促進し、効率化及び省力化した営農を実施していく。また地域内には畜産農家が3経営体おり、以前から耕畜連携の取り組みがなされており、この取り組みを引き続き実践することによって、地域として持続可能な営農地域にしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

